平成25年度 公立大学法人神戸市外国語大学 障害者就労施設等からの物品等の調達方針

平成25年12月20日策定

1. 目的

この方針は、公立大学法人神戸市外国語大学(以下「法人」という。)が国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。)第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品又は役務の調達を推進するために策定するものである。

2. 対象とする施設等

この方針は、法第2条第4項の障害者就労支援施設等(以下「施設等」という。)を対象とする。

3. 対象とする物品等

法人が調達する物品又は役務のうち、事務用品、食料品、小物雑貨、印刷、クリーニング、除草等、施設等が受注することが可能なものとする。

4. 物品等の調達目標

予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保や適正履行の確保に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

5. 推進の方法

予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約を活用する場合には、施設等からの調達の 推進に努め、また物品等の発注に際して、施設等からの物品等の調達に配慮した納期の 設定等に努めるものとする。

6. 調達実績の公表

調達実績について、会計年度終了後、速やかに法人のホームページ等により公表する ものとする。